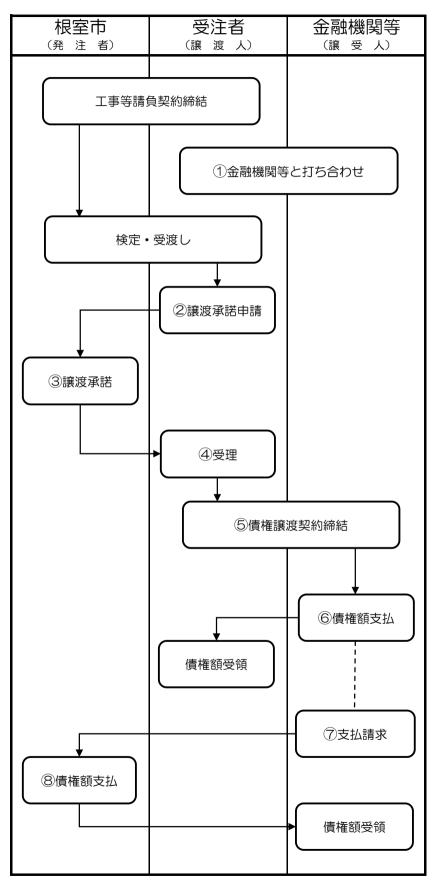
根室市発注工事等における債権流動化の流れ



完成工事等未収入金債権の譲渡の流れは 左記および以下の手順となります。

- ① 受注者が金融機関等へ債権譲渡の申し込み。(竣工の1カ月)
- ② 受注者と金融機関等の連名で、 「債権譲渡承諾依頼書(様式第1号)」 1通を根室市に提出。
- ③ 根室市は依頼書の受理から7日以内 (休日除く)に「債権譲渡承諾書(様 式第2号)2通を受注者に交付。
- ④ 承諾書を受理した受注者はうち1通 を金融機関等へ提出。
- ⑤ 受注者と金融機関等が契約締結。
- ⑥ 金融機関等は速やかに受注者へ 譲渡債権額を支払う。
- ⑦ 金融機関等は根室市へ「支払請求書 (様式第4号)」を提出。
- ⑧ 根室市は、請求書の受理から工事に おいては40日、委託については30日 以内に債権額を支払う。